

学習院女子大学大学院長期履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第33条第5項に基づき、長期履修生に関し必要な事項を定める。

(長期履修生)

第2条 本大学院学則第33条に基づき入学を許可された者は、長期履修生となることができる。

(履修計画年数)

第3条 長期履修生は、3年・4年・5年・6年・7年・8年のいずれかの履修計画年数を選択し、入学時に申請しなければならない。

2 入学時に申請し許可された履修計画年数は、変更することはできない。

(在学年限)

第4条 長期履修生は、休学期間を除き8年を超えて在学することはできない。

(休学)

第5条 長期履修生の休学期間は、通算して4学期を限度とする。

(入学金・授業料その他)

第6条 長期履修生の入学金・授業料その他は、本大学院学則第27条第2項及び第3項並びに第30条から第32条までの規定による。

2 前項の規定にかかわらず、長期履修生が履修計画年数を超えて在学する場合は、本大学院学則別表3の授業料及び施設設備費を納付しなければならない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

学習院女子大学大学院科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第34条に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

(科目等履修生)

第2条 学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という。）学生以外の者で、本大学院の授業科目の1科目あるいは数科目の履修を希望し、本学研究科委員会の承認を得た者を科目等履修生という。

(履修期間)

第3条 履修期間は半年とし、学期ごとに願い出るものとする。

(単位の認定)

第4条 科目等履修生は、履修した授業科目の修了試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。

(出願手続き)

第5条 出願する者は、出願要項に定められた期間内に、次の書類等を提出しなければならない。

一 科目等履修生願（所定の用紙）

- 二 最終卒業学校の卒業証明書又は修了証明書及び学業成績証明書
 - 三 履歴書（市販用紙、最近3か月以内撮影の写真添付）
 - 四 学則別表5に定める選考料
- 2 前項の規定にかかわらず、学習院女子大学の卒業生については、第2号及び第3号の書類の提出を免除する。ただし、卒業後1年以上経過した者は、第3号の書類を提出しなければならない。

(登録手続き)

第6条 履修を許可された者は、以下に掲げる費用の全額を、出願要項に記載する期間内に納入しなければならない。

- 一 学則別表5に定める登録料
 - 二 学則別表5に定める履修料
 - 三 履修費等の経費を納入しなければならない授業科目にあってはその経費
- 2 前項の手続きを完了した者には、科目等履修生証を交付する。

(履修科目数の制限)

第7条 科目等履修生が履修できる科目数及び単位数は、1学期につき4科目8単位までとする。ただし、学位授与機構の修士学位を取得する目的で履修する場合は、研究科委員会の審査に基づき、上限を超えて履修を許可することがある。

(規則の遵守)

第8条 科目等履修生は、正規課程の学生と同様に本学の諸規則を遵守しなければならない。

(改正)

第9条 この規程の改正は、研究科委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

学習院女子大学大学院委託生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学大学院（以下「本大学院」という）学則第35条の規定に基づき、委託生に関して必要な事項を定める。

(委託生)

第2条 大学を卒業した者、又は本大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という）によってこれと同等以上の学力があると認められた者が、官公庁、外国政府、その他の機関又は団体の委託に基づき、研究を主たる目的として本大学院に入学を希望する場合には、選考の上委託生として入学を許可することがある。

(選考)

第3条 委託生の選考は、研究科委員会が行う。

(受入期間)

第4条 委託生の入学時期は毎学期の始めとし、在学期間は1学期又は2学期とする。ただし、研究科委員会において特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

(単位の認定)

- 第5条** 委託生は、1学期につき5科目10単位を限度として本大学院の授業科目を履修することができる。
- 2 履修した授業科目の修了試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。